

聖泉大学大学院看護学研究科学位審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、聖泉大学学位規程によるほか聖泉大学大学院看護学研究科履修規程第13条第2項に基づき、看護学研究科の学位申請と審査について必要な事項を定めるものとする。

(論文提出の資格)

第2条 本学大学院看護学研究科修士課程の最終学年に在学し、所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けた者、または修士論文を提出する学年末までに所定の単位を修得する見込みである者とする。

(学位の申請時期)

第3条 前条の規定による修士の学位を申請しようとする者は、様式1による学位申請書に学位論文その他必要書類を添えて、修士課程最終学年の1月上旬と7月上旬に申請するものとする。

(学位論文提出書類)

第4条 修士修了予定者は、修士論文に下記の書類を添えて、教務課大学院担当係を経て聖泉大学長に提出するものとする。

- 1) 修士論文についての研究成果3部（正本1部、副本2部）
- 2) 修士論文についての研究成果要旨3部

(学位論文審査委員)

第5条 学位論文が審査に付されたときは、研究科教授会は、研究科の教員のうちから選出された委員により組織された学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、当該論文の審査を委嘱する。

- 2 審査委員会は、研究科教授会の審議を経て3名に委嘱する。
- 3 審査委員会は、当該論文ごとに主査1名、副査2名の委員で組織し、氏名を公表する。ただし、主査は指導教員が担当し、副査は領域以外の教員から研究内容を考慮し選出する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他大学の大学院又は研究所の教員等を委員に加えることができる。

(学位論文審査および最終試験)

第6条 審査委員会は、学位論文（修士）の審査および最終試験を行う。

- 2 学位論文（修士）審査に関しては、次に定めるとおり審査基準に沿って審査する。

- 1) 研究題目が研究内容を適切に表現している。
 - 2) 研究の背景・目的・意義が明確である。
 - 3) 論文に必要な用語の定義が示されている。
 - 4) 研究方法が適切に選択されている。
 - 5) 研究方法の信頼性・妥当性が考慮されている。
 - 6) 倫理的配慮が十分になされている。
 - 7) 結果が十分に示され、分析が十分にされている。
 - 8) 文献を活用して十分に考察されている。
 - 9) 課題解決の方向性が示されている。
 - 10) 研究の限界や研究の発展性が示されている。
 - 11) 今後の看護実践の発展への貢献性がある。
- 3 最終口述試験に関しては、次に定めるとおり審査基準に沿って審査する。
- 1) 研究過程を分かりやすく具体的に説明できる。
 - 2) 質疑応答には、自分の言葉で答えることができる。
- 4 学位論文の審査および最終試験は、毎年度2月末までに行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科教授会の議を経て、8月末までに行うものとする。

(審査委員会の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査結果の要旨および最終試験の成績並びに学位授与の可否についての意見を添え、研究科教授会に文書で報告しなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。